

被災した家屋の撤去等を、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって行います。

※対象は、台風15号、19号の被害により、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋になります。

家屋の一部（外壁・屋根など）のみの撤去や家屋の補修工事、改修工事（リフォーム）は本制度の対象とはなりません。

●市に撤去等を依頼する場合（公費撤去）

受付期間：令和元年12月23日（月）から令和2年1月31日（金）まで

受付場所：市川市役所 環境部循環型社会推進課
〒272-0033 市川市市川南2-9-12 市川南仮設庁舎

受付方法：受付は、予約制とします。
予約時間は、10時00分から16時00分までの1時間単位での予約となります。
申請される方は、以下までご連絡ください。

市川市役所 環境部 循環型社会推進課（土・日・祝・年末年始を除く）

【電話番号】 047-712-5781（直通）

《申請時に必要な書類》

- ・公費撤去の申請書（実印）
- ・印鑑登録証明書 ※発行日から6か月以内のもの
- ・写真付きの身分証明書（原本） ※免許証・パスポート・個人番号カード等申請者本人の顔写真が掲載されているもの
- ・り災証明書
- ・登記事項（建物）全部事項証明書 現在の所有者が記載されているもの
※発行日から6か月以内のもので証明文・公印等が付加されているもの
- ・建物配置図 ※敷地内の家屋を上から見たときの配置及び概ねの形状・寸法がわかるもの
- ・対象となる建物の被災状況が分かる写真 ※2方向以上から撮影した写真

※申請を委任する場合、相続登記をしていない場合、共有者がいる場合、所有者が法人等の場合は、追加の資料が必要となります。詳細につきましては、循環型社会推進課までお問合せください。

●個人で先行して解体・撤去し、費用の償還を申請する場合（自費撤去）

すでに個人で費用を負担して、撤去等を行った家屋についても、本制度の対象となります。

- ・申請書類は公費撤去とは異なりますのでご注意ください。
- ・自費撤去の費用償還申請は、令和2年3月31日までに当該撤去等に係る事業者との契約が締結されたものが対象です。

※撤去費用が全額償還できない場合がありますので、ご了承ください。